

1. 現状と課題・基本目標

全道基本目標

「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」

独自の目標

「だれもが安心して暮らせるまちづくりを目指して」

近年、私たちの地域においても少子高齢化や核家族化が急速に進行しており、一方で人間関係の希薄化や相互扶助機能が弱まり、地域社会が大きく様変わりを見せています。

高齢者夫婦世帯や一人暮らしの高齢者が増加し、医療・福祉制度の改正から、高齢者も障がい者も病院・福祉施設から在宅での生活へと移行してきており、地域における福祉ニーズが様々な形で増大しています。

斜里町社会福祉協議会は、地域住民、行政、福祉施設、福祉団体、ボランティア、民生児童委員、NPOなどと連携・協働しながら地域の福祉ニーズを受け止め、計画的な地域福祉活動の展開、地域福祉の基盤・体制づくり、社協運営・経営に取り組むことを目的に第4期地域福祉実践計画を策定しました。

斜里町地域の現状と課題

本町は農業・漁業・林業を中心とした第1次産業で発展し、昭和39年に知床国立公園が指定され、さらに平成17年に世界自然遺産に登録されて以来着実に延びてきている観光産業との4本柱による産業を基幹として成長・発展をみています。

人口は、平成2年に15,186人であったが、それ以降は年々減少し、平成22年3月現在では、12,760人、65歳以上の高齢者数も3,416人で総人口の26.8%となり、平成16年の22.9%と比較し確実に高齢化が進んでいます。

これらの現状に対し、高齢者の介護サービスを中心に公私のサービス提供体制、住民相互の支えあいの仕組みは、徐々に整備されつつあります。

一方、幅広い住民層の参加という点では、課題が残されています。

また、多様な福祉ニーズへの対応についても検討していく必要があります。

斜里町社会福祉協議会の現状と課題

平成10年度より5ヵ年間「ふれあいのまちづくり事業」の指定を受け、総合的な地域福祉事業を推進してきました。

事務局体制の強化が図られ、その事により、より地域に密着したきめ細かな事業を展開する事ができ、平成12年の介護保険制度導入により、さらに事業型社協の基盤整備が図られてきました。

介護保険制度の開始とともに、ケアプラン事業、訪問介護事業、通所介護事業の事業所指定の取得、のちに自立支援事業へも取り組んできました。

平成9年から行政より委託を受けて、事業運営を開始した斜里デイサービスセンター事業と平成13年に委託を受けて事業運営を開始した、ウトロデイサービスセンター、斜里町高齢者生活福祉センター事業、平成15年から事業運営を開始した、ぶんこうデイサービスセンターについても、町民参加による質の高い在宅福祉サービスの提供をしてきました。

平成3年に設立された、高齢者勤労センターについては、平成21年7月より社協事業として統合し、運営を進めてきました。高齢者の能力や経験を生かし、生きがいや社会参加が図られるよう、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ってまいりました。

さらに、平成21年度より、認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が必ずしも十分ではない人（本人）の権利や財産を守るため、社協が法定成年後見人、保佐人、補助人となることにより、本人の権利擁護を図ることを目的に、関係機関と協働しながら「法人後見事業」を実施してまいりました。

また、近年の住民の世代間格差、住民意識の変容、福祉ニーズの多様化そして介護保険に代表される福祉サービスの選択という変化等に対応して、地域に開かれた存在感のある組織体制を確立していくことが大切であります。

民間福祉活動の現状と課題

住民相互の支えあい活動は、単位自治会を核とした「ふれあいネットワーク活動」を15年度で32自治会が指定により取組みを行ってきており、福祉委員による訪問活動・見守り活動が行われています。

ホームヘルパー研修終了後、ボランティア団体で活動する方々が多く存在し、少しずつではありますが、地域の福祉の人づくりの効果が現れてきています。

社協ボランティアセンターにおいては、4団体88人が加入登録し、活発に活動し、小・中・高校生の体験学習においても様々なボランティア体験を通じて、その活動が定着してきています。

今後は、社協ボランティアセンターとしての機能の確立、地域住民組織との一層の連携、介護保険事業の拡大を図り、住民に身近に感じてもらえる社協づくり、体制づくりが必要であります。

公的サービスの現状と課題

介護保険施設としては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）1ヶ所、ケアハウス1ヶ所、介護療養型医療施設1ヶ所があり、在宅サービスとしては、通所介護（デイサービス）が3ヶ所、訪問介護事業所1ヶ所、訪問看護ステーション1ヶ所、認知症高齢者共同生活介護（グループホーム）1ヶ所、多機能ホーム1ヶ所、地域支援センターが1ヶ所設置されています。

障害者自立支援関係では、平成元年に開設した、知的障がい者更生施設「日の出学園」は社会福祉法人斜里福祉会が経営しています。

また、知的障がい者グループホームを3ヶ所開設し、平成16年10月より、町内に分場を設置し通所による、作業所がスタートされ、平成21年10月より、旧特養を利用したワークセンター青葉の整備により日の出学園の従たる事業所として就労継続支援B型事業及び生活介護事業を提供しています。

NPO法人知床みさきの風が運営する「共生サロン・どんぐりの家」が平成22年4月より開設され、障がい福祉事業就労継続B型事業所としてスタートしています。

在宅福祉サービスの基盤は整備されつつあるが、精神障がい者等向けのサービスについての実施検討が必要であります。

計 画 の 期 間

平成22年度から平成24年度の3カ年を計画期間とします。

また、各年度の実施計画においては、社会情勢の変化等、必要に応じてその内容を評価・見直ししてまいります。

2. 基本計画と実践項目

実践項目

基本計画1

問題を発見・共有し、解決のための協働を可能にする地域づくり

1. 多様なニーズ把握による地域福祉の指標づくり

2. ニーズ対応・問題解決型の地域協働システムづくり

基本計画2

地域にふさわしい福祉サービスの充実・開発

1. 福祉サービスの整備・充実

2. 地域に密着したサービスの開発・支援

基本計画3

利用者支援の取組推進

1. 利用者主体のサービスの実現

2. 利用者の権利擁護

基本計画4

住民参加による地域福祉活動の推進

1. 住民参加の場づくり

2. 地域協働のための担い手づくり

基本計画5

社協組織・活動の強化推進・評価（社協発展強化計画）

1. 地域福祉の中核組織にふさわしい事業経営の推進

2. 組織運営の活性化の促進

基本計画 1

問題を発見・共有し、解決のための協働を可能にする地域づくり

1. 多様なニーズ把握による地域福祉の指標づくり

1) 安定・継続したニーズ把握の実施

① 定期的な調査等実施によるニーズ 1) 把握と集約

ア 社協役員・評議員・民生児童委員から情報提供

(問題発見ニーズ把握)

⇒協働事業／社協役員・民生児童委員／自主財源／平成22年度～

イ 在宅重度障がい者世帯等の調査実施

(歳末見舞金対象者)

⇒協働事業／行政・民生児童委員／自主財源／平成22年度～

② 相談機関のネットワーク化 2) による情報の共有化

⇒協働事業／行政・民生児童委員／自主財源／平成22年度～

③ 社協実施等サービスからの情報収集

ア 在宅福祉サービス関係からの情報収集

イ 社協のケアプラン事業・介護サービス事業からの情報収集

⇒単独事業／地域支援センター／財源措置なし／平成22年度～

2) 新たなニーズ、潜在化したニーズ把握の実施

① 多様な活動における対応困難ニーズの把握

ア ふれあいネットワーク活動事業指定地域からの情報収集

⇒協働事業／自治会／財源措置なし／平成22年度～

イ 民生委員・児童委員訪問活動との連携強化(定例民協への参加)

⇒協働事業／民生児童委員／財源措置なし／平成22年度～

ウ 保健所等、行政専門機関との連絡協議会等への出席による情報共有

⇒協働事業／行政／財源措置なし／平成22年度～

② ケアマネジメント 3) 関係機関との連携強化によるニーズ把握

ア 地域支援センター、保健所、ケアプラン事業所等からの情報集約

⇒協働事業／行政・地域支援センター・サービス事業者／財源措置なし／平成22年度～

1) ニーズ⇒要求、需要 2) ネットワーク化⇒横断的な連絡、調整を進めていくこと。

3) ケアマネジメント⇒地域の社会資源を連絡、調整する技術

2. ニーズ対応・問題解決型の地域協働システムづくり

1) あんしん生活ネットワーク活動の推進

①小地域福祉活動推進事業（小地域ネットワーク事業）の強化・推進

ア ふれあいネットワーク活動事業指定地域の拡大及び指定地域との連携

⇒協働事業／自治会／公費・自主財源／平成22年度～

● 指定事業終了のフォローアップ体制の確立

⇒協働事業／自治会／公費・自主財源／平成22年度～

イ 「ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動」活動との連携

⇒後援事業／自治会／財源措置なし／平成22年度～

②ふれあいネットワーク活動事業・連絡会議の開催

ア 指定地域の活動の把握、課題を共有化することにより地域基盤の確立化

⇒協働事業／自治会／公費・自主財源／平成22年度～

③住民福祉懇談会の開催

ア 地域における福祉課題を探り、それを解決してく体制を住民の方々とともに考える機会の確保

⇒協働事業／自治会／自主財源／平成22年度～

④地域福祉に関する総合的な情報提供

ア 社協事業・収支決算情報の開示

● 社協広報誌への掲載及び閲覧の実施（社協だより）

⇒単独事業／自主財源・共同募金配分金／平成22年度～

イ 共同募金配分金使途内容の公開

● 社協広報誌への掲載

⇒協働事業／共同募金／自主財源・共同募金配分金／平成22年度～

ウ ボランティアセンター情報誌（夢風船）の発行

⇒単独事業／公費・自主財源／平成22年度～

エ 他機関の情報媒体（広報誌／ホームページなど）を活用した情報提供

⇒協働事業／財源措置なし／平成22年度～

1. 福祉サービスの整備・充実

1) 介護保険事業等サービスの質と量の確保

①福祉サービスの地域標準づくり

ア サービス標準化のためのサービス水準の確保

- サービス提供マニュアルの内容の充実化
- 個別援助計画内容の充実と作成様式見直し検討

⇒単独事業／自主財源／平成22年度～

②サービス提供体制の強化によるサービスの質と量の確保

ア サービス自己評価の実施と結果の公開

イ 事故予防、事故後対応等の取組推進

ウ 感染症対策等の取り組み推進

- リスクマネジメント 4) 体制の構築
- 感染症対策委員会の設置

⇒単独事業／自主財源／平成22年度～

エ 苦情処理・解決制度の整備

- 第三者委員の配置

⇒単独事業／自主財源／平成22年度～

オ サービス提供体制（サービス量）の確保

- 訪問介護員、介護士の拡充
- 介護支援専門員の拡充

⇒単独事業／自主財源／平成22年度～

カ サービス従事者の質と専門意識の向上

- 問題意識／課題意識と専門職意識の向上
- 内部職員研修の充実（接遇・面接技術など）
- 介護職資格の受験体制の充実（介護福祉士等）

⇒単独事業／自主財源／平成22年度～

③適切なサービス業界の組織化と連携

ア 斜里地域ケアマネジャー連絡協議会事業の推進

⇒単独事業／行政・サービス事業者／公費・自主財源／平成22年度～

4) リスクマネジメント⇒危機管理。事故予防や事故への対応

④基幹的在宅福祉サービス基盤の充実

ア 公私の基幹的在宅福祉サービス充実を図る

- ケアプラン事業
- ホームヘルプサービス事業
- 指定通所介護事業（斜里デイサービスセンター・ウトロデイサービスセンター・ぶんこうデイサービスセンター）
- 高齢者生活福祉センター事業

イ 介護予防・生活支援事業の積極的な活用促進

- ふれ愛教室事業（斜里地区・ウトロ地区）
- 食の自立支援事業
- 介護用品支給事業
- ふれあい理美容サービス事業

ウ ふれあいのまちづくり事業の促進

- 総合相談
- 無料法律相談会の実施
- 住民参加型在宅ヘルパー事業（ふれあい・まごころサービス事業）
- 声かけ郵便事業
- ふれあい広場事業
- 障がい者等自立促進推進事業
- 障がい者スポーツ交流会事業

エ 高齢者勤労センター事業の促進

2) 総合的な生活支援体制の確立

①公的サービスと地域生活支援活動の連携強化

ア 公的サービス利用支援

- 地域福祉権利擁護事業制度の活用

⇒協働事業／北海道社会福祉協議会／自主財源／平成22年度～

②地域自立生活を促進する経済支援

生活福祉資金の有効活用の促進

ア 生活福祉資金制度周知

- 民生委員児童委員と連携した貸付世帯への生活支援、償還指導の実施

⇒協働事業／北海道社会福祉協議会・行政・民生児童委員／公費／平成22年度～

イ 福祉金庫貸付事業の実施

- 行政と協調しながら、自立生活の支援

⇒協働事業／行政・民生児童委員／公費・自主財源／平成22年度～

2. 地域に密着したサービスの開発・支援

1) ニーズ対応型コミュニティ（地域密着）サービスの開発・支援

①当事者組織等の設置と活動への支援

- ア 身体障害者協会の援助活動
 - ・会員拡大
- イ 知的障がい者親の会（手をつなぐ親の会）の援助活動
 - ・障がい者の就労の場の確保・親子で交流できる場の確保
- ウ 母子・寡婦会（二葉会）の援助活動
 - ・会員拡大
- エ 遺族会の援助活動（戦没者追悼式含む）
- オ 精神障がい者家族会（あおぞら親の会）の援助活動及び職親事業訓練受け入れ
- カ 在宅高齢者介護の会（はこべの会）の援助活動
- キ 地域共同作業所との連携

②ふれあい・いきいきサロン活動への取組検討

- 小地域福祉活動推進事業と連携したふれあい・いきいきサロン活動の普及
- 既存の「サロン」事業との連携

⇒協働事業／自治会・ボランティア／自主財源／平成22年度～

③子育て活動への支援とネットワーク化の促進

- 子育て支援ネットワークの確立
- 子育てヘルパー事業

⇒協働事業／NPO・自治会・行政／民間財源／平成22年度～

④既存の社会資源を活用したサービスの開発・支援

- ア 福祉以外の社会資源の活用によるサービス開発・支援
 - 既存空施設を活用した地域住民が交流できる場の確保

⇒協働事業／NPO・自治会・行政／民間財源・自主財源／平成22年度～

⑤地域福祉活動の拡充推進

- ア 罹災世帯への救援
 - 地震、台風等の大規模災害に対する救援活動
 - レスキューキッチンシステムの活用

⇒協働事業／自治会・行政／自主財源／平成22年度～

イ 献血運動の推進

⇒協働事業／赤十字社／自主財源／平成22年度～

ウ 愛情銀行の運用（預託品、災害用備品、身寄りの居ない方々への援助等）

⇒単独事業／自主財源／平成22年度～

エ 物故者への弔慰（供花等）

⇒単独事業／自治会／自主財源／平成22年度～

1. 利用者主体の福祉サービスの実現

1) 総合的な相談支援体制の整備

①相談体制の整備・強化

ア 相談者の利便向上のための取り組み促進

- 専任相談員による常設相談日の実施
- 出張相談の実施
- 弁護士による無料法律相談の実施

⇒単独事業／自主財源・共同募金配分金／平成22年度～

イ 地域の相談機関ネットワーク強化

- 相談機関ネットワーク連絡会議への参画・連携

⇒協働事業／各相談機関／自主財源／平成22年度～

②わかりやすい福祉情報の提供

ア 太文字、ふりがな、点字、音声等ボランティア活動者などの協力を得た情報提供の実施検討

- 町広報誌／社協だより
- 福祉ガイド／便利手帳等

⇒協働事業／当事者組織／ボランティア／自主財源／平成22年度～

2) 利用者中心の高品質なサービスの提供

①社会福祉従事者の専門性の向上

ア 福祉士各取得促進の取り組み

- 社会福祉士／介護福祉士／介護支援専門員資格取得促進

イ 内部研修の実施、外部研修への積極的参加

⇒単独事業／自主財源／平成22年度～

②地域ケアマネジメント機能への参画

- ケース検討会への参加
- 地域ケア会議、サービス担当者会議への出席による連携

⇒協働事業／サービス事業者／地域支援センター／財源措置なし／平成22年度～

3) 利用者の適切なサービス選択の保障

①サービス内容に関する情報開示

ア 各種評価結果の情報開示

(事業所の機関紙(社協広報誌)への掲載／市町村担当部署、居宅介護支援事業所への評価結果送付)

⇒単独事業／自主財源／平成22年度～

イ サービス内容に関する情報開示のルール化

利用者本位の権利擁護や苦情処理制度の推進

⇒単独事業／自主財源／平成22年度～

2. 利用者の権利擁護

1) 地域福祉権利擁護事業活用の体制整備

①地域住民に対する制度周知

⇒協働事業／北海道社会福祉協議会／自主財源／平成22年度～

②地域福祉権利擁護事業にかかる行政、福祉サービス事業等との連携体制整備

- ア 生活支援員、行政担当者、福祉サービス事業者、当事者団体等との連携推進
- イ 各関係機関と協働による制度学習会等の開催促進

⇒協働事業／北海道社会福祉協議会・相談機関・行政／公費・自主財源／平成22年度～

2) 法人後見制度活用の体制整備

①地域住民に対する制度周知

⇒協働事業／行政／公費・自主財源／平成22年度～

②各相談機関等における相談、利用手続き支援体制の整備

- ア 関係機関と協働による制度学習会等の開催

⇒協働事業／行政・相談機関／公費・自主財源／平成22年度～

③法人後見事業の実施

⇒協働事業／行政・相談機関／公費・自主財源／平成22年度～

3) 苦情解決制度の仕組みの確立

①地域における苦情解決システムの構築

- ア サービス事業者による苦情解決システムへの取り組み推進
 - 苦情受付担当者・責任者の配置
 - 苦情解決手順の確立／事業所内研修会の実施
 - 第三者委員の配置

⇒単独事業／自主財源／平成22年度～

②苦情解決制度の理解促進

- ア 利用者、地域住民への周知
 - 社協広報誌等への掲載／事業所内での掲示

⇒協働事業／自主財源／平成22年度～

4) 個人情報保護の仕組みの確立

①地域における個人情報保護規程制度と体制整備の検討

- ア 個人情報保護規程の適切な運用

⇒協働事業／自主財源／平成22年度～

1. 住民参加の場づくり

1) 社協ボランティアセンターの充実

① ボランティアセンターの設置運営

ア ボランティアコーディネーター 5) の専任化

⇒単独事業／行政／公費／平成22年度～

② 幅広いボランティア活動・団体との連携強化

ア 情報提供（財源確保・団体運営ノウハウ等）

イ 活動プログラムの共同開発、モデル的事業の企画実施

⇒単独事業／民間財源・自主財源／平成22年度～

③ ボランティアの養成

ア 広く町民が活動へ参加できる機会づくり、ボランティア意識の高揚をすすめるため、ボランティア講座を継続的に開催

イ ボランティア連絡協議会との連携協働促進

⇒単独事業／公費・共同募金配分金・自主財源／平成22年度～

④ 他機関・団体との連携による活動プログラムの開発実施

●福祉関連：手話、ガイドヘルプ、精神福祉等

●福祉以外：環境保全、観光、国際交流、災害

●多様な時間帯で活動できるような環境づくり

ア 各種団体等との連携、協働促進

●学校、企業、商店街等との連携

イ 地域の実情に応じたボランティア育成研修の企画、実施

●出前ボランティア講座の実施

⇒単独事業／公費・共同募金配分金・自主財源／平成22年度～

⑤ 活動啓発・情報提供機能強化

ア ボランティア・町民活動関連情報提供

●ボランティア情報誌発行

⇒単独事業／公費・共同募金配分金・自主財源／平成22年度～

イ 他機関の情報媒体（広報誌／ホームページなど）を活用した情報提供

⇒単独事業／公費・共同募金配分金・自主財源／平成22年度～

ウ NPO 団体などとの福祉事業の協調協働

⇒単独事業／財源措置なし／平成22年度～

⑥ 青少年の地域への参加・交流活動の推進

ア 子ども会育連協等の行事支援

⇒単独事業／共同募金配分金・自主財源／平成22年度～

5) ボランティアコーディネーター⇒ボランティアの需要と供給の仲介役や活動の援助を行う者

2. 地域協働のための担い手づくり

1) 地域協働の担い手づくり

①地域におけるキーパーソン（6）の確保・育成

ア 地域活動者の育成・発掘

- 地域福祉講座（一般的な福祉知識など）／介護講座などの地域開催実施
- 地域福祉リーダー養成研修会の開催実施

⇒単独事業／町内会・老人クラブ連合会・民生児童委員／自主財源／平成22年度～

②福祉サービス担い手の養成と質の向上

- ##### ア 訪問介護員養成研修の開催（民間事業者と協働）
- ##### イ 地域福祉講座の開催（全町対象）

⇒単独事業／自主財源／平成22年度～

2) ライフサイクルに応じた学習・活動機会の提供

①学校教育機関と連携した学習・活動機会の提供

- ##### ア 学校等教育機関等への情報提供及び開催支援
- ##### イ 学校教育機関の活動と活動先の調整
- ##### ウ 学校教育機関における活動実施に向けての相談援助

⇒協働事業／学校／民間財源・自主財源／平成22年度～

②企業・労働組合の社会貢献活動と連携した学習・活動に対する情報提供

⇒協働事業／企業／財源措置なし

③各種団体等との連携、協働促進

- 自治会、老人クラブ等
- 情報提供
- 活動先紹介
- 講師派遣、講座開催協力

⇒協働事業／自主財源／平成22年度～

6) キーパーソン⇒核となる人。中心人物

1. 地域福祉の中核組織にふさわしい事業経営の促進

1) 事業経営理念の明確化と業務の体系化

①社協紹介資料（パンフレット）の作成

- ア 社協の「事業経営理念」「業務体系」などをパンフレット等の資料にして整理し、社協組織・事業の理解と参加の促進

⇒単独事業／自主財源／平成22年度～

2) 地域の規範となる事業の推進

①情報公開

- ア 広報活動の充実（広報誌、ホームページ、社協パンフレット等）

⇒単独事業／自主財源／平成22年度～

- イ 公開情報の整理（総会議案、財務・法人運営や事業関係情報、事務局体制等）

- ウ 情報管理システムの構築（保護と公開）

⇒単独事業／自主財源／平成22年度～

②利用者保護（権利擁護）

- ア 総合的な相談体制の整備（ニーズ調査の実施、民生委員児童委員活動との連携）

⇒協働事業／民生児童委員／財源措置なし／平成22年度～

- イ 苦情解決体制の整備（担当者の明確化）

⇒単独事業／財源措置なし／平成22年度～

- ウ 個人情報保護体制の整備（個人情報保護規程の整備等）

⇒単独事業／財源措置なし／平成22年度～

③高品質なサービスの提供

- ア サービス評価体制の確立（サービス自己評価の積極的实施、外部評価の検討）

- イ サービス管理体制の確立（業務マニュアル作成、リスクマネジメント等）

⇒単独事業／財源措置なし／平成22年度～

3) 部会、委員会、連絡会議の積極的な活用

①社協の部会、各種委員会等の設置と機能の充実化

- ア 総務・事業部会・・・・・・・・・・組織運営、財産・財政審議、介護保険事業、自立支援法事業、事業の総合的企画、連絡調整、啓蒙活動、愛情銀行の普及、表彰並びに弔意等の審議

- イ 社会福祉部会・・・・・・・・・・調査研究、住民組織の活動推進、児童・母子・高齢者・障がい者・戦没者遺族等の協議研究、青少年の健全育成及び福祉教育、保健衛生、生活環境改善等

- ウ ボランティアセンター運営委員会・・・ボランティア活動の啓発、調査、事業の企画実施

- エ 生活福祉資金貸付調査委員会・・・・・・・・生活福祉資金の貸付審査

オ 福祉金庫貸付審議会・・・・・・・・・・福祉金庫の貸付審議

⇒協働事業／自主財源／平成22年度～

4) 行政との新たなパートナーシップの形成

①行政との新たなパートナーシップ 7) の形成づくり

- ア 市町村長と社協役員の懇談会への参加
- イ 行政福祉担当部局との連携強化

⇒協働事業／行政／財源措置なし／平成22年度～

5) 住民組織・社会福祉施設との協働の推進

①住民組織・社会福祉施設との協働の推進

- ア 住民自治会組織との活動連携
- イ 当事者組織の育成・支援
- ウ ボランティア、市民福祉事業（NPO）との連携
- エ 社会福祉施設との活動連携

⇒協働事業／財源措置なし／平成22年度～

6) 生活関連サービスの「福祉化」の推進

①生活関連サービスの福祉化の推進

- ア 生涯学習サークル、文化・スポーツ団体との連携（高齢者・障がい者などの参加工夫等）

⇒協働事業／生涯学習／財源措置なし／平成22年度～

7) 地域福祉圏・広域連携を想定した事業体制づくり

①社協事業の共同化の検討・実施

- ア 近隣社協間による共同事業の実施検討
- イ 共同事業の実施（職員研修開催、会計システム、サービスマニュアル開発等）

⇒協働事業／近隣市町村社協／財源措置なし／平成22年度～

②社協事業の広域連携の検討・実施

- ア 広域事業の実施（介護保険サービス等の広域実施等）

⇒協働事業／近隣市町村社協／財源措置なし／平成22年度～

8) 市町村合併への対応

- ア 市町村合併の進行状況に対応した取り組み

⇒単独事業／行政・公費・自主財源／平成22年度～

7) パートナーシップ⇒協力関係

2. 組織運営の活性化の促進

1) 地域の創意を結集する組織・構成の構築

①社会福祉事業推進のため、地域住民の福祉への参加促進

ア 会員会費制への取り組み

一般会員・・・斜里町に在住する一般世帯

⇒単独事業／財源措置なし／平成22年度～

2) 地域に根ざした役員体制の確保

①役員体制の充実・強化

ア 機能的かつ責任理事体制の確保

●機動力のある事業規模に応じた適切理事定数の検討

●理事の役割の明確化と理事会機能の強化

(経営に精通する理事体制づくり)

●役員の高揚の意識の高揚(内部研修会などの開催実施検討)

イ 社協事業を客観的に監査しうる監事体制の確保

⇒単独事業／公費・自主財源／平成22年度～

②地域の総意を反映できる評議員会の活性化

ア 「重要事項の決議機関」としての機能強化

イ 評議員の意識の高揚(内部研修会などの開催実施検討)

⇒単独事業／自主財源／平成22年度～

3) 財源確保及び財務運営の実施

①財源確保及び財務運営の実施

ア 財務運営

コスト 8) を含めた事業評価の継続的な実施／中長期的な財政計画の策定

⇒単独事業／財源措置なし／平成22年度～

イ 事業の性格に応じた「公費財源」の考え方の整理(ルール化)

公費負担がふさわしい事業(基本的社協運営費用、総合相談等公共性の高い事業)／自主的に採算を確保する事業(介護保険サービス経営等)／一部負担がふさわしい事業

ウ 事業振興基金の効率的な運用

⇒単独事業／財源措置なし／平成22年度～

8) コスト⇒費用

4) 事務局体制の整備(事務所・職員体制・労務管理等)

①事務局体制の整備

ア 地域福祉を推進する「老人福祉センター」の管理

⇒単独事業／公費／平成22年度～

イ 事業内容・規模に即した職員体制の確保／財源計画との整合性を確保

⇒単独事業／平成22年度～

ウ 専門職の確保と資格取得の促進

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得促進

⇒単独事業／自主財源／平成22年度～

エ 適切な人事・労務管理の実施

人事評価の検討／雇用計画・処遇の確保／キャリア 9) や職責に対応する職制の検討

⇒単独事業／財源措置なし／平成22年度～

9) キャリア⇒経験、経歴

3. 策定方針(関連資料)

第4期地域福祉実践計画策定手順

1. 理事会で「第4期地域福祉実践計画」策定の意思決定
理事会で「第4期地域福祉実践計画」の策定についての意思決定をする。
2. 事務局で「計画策定プロジェクトチーム」を編成
 - ①第3期地域福祉実践計画の評価・総括を行う
この結果にもとづき、社協として事業強化すべき事項、地域全体で新たに取組むべき事項の洗い出し整理をする。
 - ②行政の福祉関連各計画の進捗状況または、見直しの状況について情報収集し、その分析を行う。
 - ③先行して計画策定が進められている他市町村の「地域福祉計画」及び他社協の「地域福祉実践計画」について、情報収集を行い本会計画に活かせる部分の分析とその取り組みについて研究する。
 - ④上記①～③までの作業により、理事会、評議員会、委員会への提案資料を作成する。
3. 「第4期地域福祉実践計画策定委員会」の設置
4. 民間福祉団体等社会資源の現状を把握
5. 理事会、評議員会を開催
「事業部会」でそれぞれ協議策定された計画案について審議し、「わが社協がどのような福祉のまちづくりをめざしているか」を決定し、これを「第4期地域福祉実践計画」として定める。
6. 地域への啓発・広報
策定された「第4期地域福祉実践計画」について、地域住民の理解と計画推進に対する協力を得るため、社協だより、インターネットホームページ、地元マスコミ等を活用し、周知する。